

第2回保健福祉審議会議事録

開催日時：平成29年10月11日（水） 13：30～14：35

開催場所：役場議会棟1階 全員協議会室

協議事項：議案1「太子町老人福祉計画（第8次）・第7期介護保険事業計画」について
議案2「太子町障害者計画（第3期）・障害福祉計画（第5期）」について

出席委員：龍田孝夫委員 稲田直彦委員 中谷裕美委員 福田幸代委員 釣田孝三委員
田中孝生委員 瀧口迪範委員 西脇英子委員 上森俊正委員 廣橋數隆委員

欠席委員：森澤英一委員

事務局：三輪元昭生活福祉部長 大谷康弘副課長

説明員：杉原勝由高年介護課長 貞清洋子係長 嶋津佐織係長 檜皮和也主事
藤野和徳社会福祉課長 田中秀彦係長 木原由理主事

説明補助員：株式会社ぎょうせい より1名

株式会社公益創造センター より1名

発言者	内 容
事務局	本日の審議会資料は事前に配付させていただいておりますが、お手許にない方がいらっしゃいましたら事務局までお申しつけください。
瀧口会長	それでは定刻になりましたので、ただいまより平成29年度第2回太子町保健福祉審議会を始めさせていただきます。本日の司会は社会福祉課大谷が務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。本日の審議会は、お手許に配付しております次第に従いまして進めさせていただきます。それでは、審議会の開会にあたりまして、瀧口会長より御挨拶をお願いします。
事務局	ありがとうございます。さて、審議会は11名の委員で構成されており、本日は8名の委員に出席をいただいております。太子町保健福祉審議会条例第6条第2項の、審議会は議員の2分の1以上のものが出席しなければならないという規定を満たしており、本会議が成立していることを報告させていただきます。失礼しました。1名今来ていただきましたので9名と

瀧口会長	いうことにさせていただきたいと思います。なお、森澤委員からは、本日欠席の連絡をいただいております。龍田委員につきましては、10分程遅れるということでございますので、このまま審議の方を進めさせていただきたいと思います。それでは審議に入らせていただきます。議長は審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして会長が議長を務めることとされておりますので、これからの議事進行につきましては瀧口会長にお願い致します。
説明員	それでは、ただいまより審議を始めます。委員の皆様には改めまして、御協力のほどよろしくお願い致します。ここで審議に入る前に本日の審議会の議事録の署名委員を審議会規則第4条第2項の規定に基づき議長より指名させていただきます。署名委員は、西脇英子委員、上森俊正委員にお願い致します。それでは、諮問がございました2件の議案につきまして、皆様で審議していただきます。本日の説明員について、議案1につきましては、高年介護課職員が行います。説明員として、杉原課長、貞清係長、嶋津係長、檜皮主事の出席を求めています。議案2につきましては、社会福祉課職員が行います。説明員として、藤野課長、田中係長、木原主事の出席を求めています。初めに議案1、老人福祉計画第8次及び第7期介護保険事業計画について、前回に引き続き審議に入りますが、説明員より補足説明があれば説明をお願いいたします。 失礼致します。高年介護課の杉原でございます。どうぞよろしくお願い致します。それでは、申し訳ないですか座って説明させていただきます。 本日、本計画のコンサルタント業務を委託しております、株式会社ぎょうせいの西山研究員が説明補助員として、私の隣で座っておりますことを紹介させていただきます。さて、今回は現行計画であります、ひまわりプラン2015、老人福祉計画第7次及び第6期介護保険事業計画の施策・事業の評価などについて御審議をいただく予定でございますので、前回お渡しさせていただいております現行計画と、今回あらかじめお配りしております資料とをあわせて、説明をさせていただきます。また、大変申し訳ございませんが今回の資料で訂正がございます。本日お手許にお配りしております正誤表と差替資料をまず御確認いただきますようよろしくお願い致します。訂正箇所につきましては、1ページ目の中ほどの2第1章、介護給付等サービス計画の1の3地域密着サービスの欄の件数と、その下の1の4サービスの質の向上の欄の件数の訂正でございます。続きまして、先ほど訂正いただきました内容と連動しておるところでございますが、3ページ目の1の3地域密着型サービスの（2）日常生活圏域の設定のところと1の4、サービスの質の向上の（2）サービス事業者への情報提供体制の整備

瀧口会長 上森委員	の評価及び現状と課題の内容の訂正でございます。大変御迷惑をお掛けしまして、申し訳ございません。それでは、お配りしております資料をご確認ください。 【資料説明】 以上で説明を終わります。 ただいま説明員の補足説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑や御意見のある方は挙手の上お願い致します。 私、今回ですね、資料を早目に欲しいというお願いしておりました。一応前回の資料を見直しながらですね、今回の資料を見させていただくと同時に、ひまわりプランを含めまして見たんですけど、実際のところ、いわゆる実務をやってないので、過程がなかなか理解しにくい部分が随所に出てきます。色々あるので、総じて言うと、評価の見方として書かれているんですけども、そういう中で、疑問な点とか何かいろいろ書き出しましたら、1人で時間をとってしまいそうなので、総じてまとめまして、評価の未達成もしくは、達成率の低いものの多くは29年度で終わるということになっております。29年度で終わるということはあと半年しかないわけですね。これをいかに達成率を上げていくのか。あるいはサービスの対応をよくしていくのか。というふうなところがちょっと気掛かりになります。常に100%でなかったらあかんという意味で言ってるんじゃないですけども、計画的に色々されて、なかなか思い通りにいかないという部分もあろうかと思えますんで、そういったことを考えながら、横文字も出てきたら、横文字の中身一体何やら。というようなことを調べながらやったんですけども、中身としては非常に濃いことをやっておられるというのは重々理解できましたし、さらに、もう1点つけ加えると、いわゆるニーズが多いという中で、どんどんどんどん広がっていくということと同時に、高齢者が増えていくという、その辺との整合性をとっていくというのは非常に難しいなと思いました。そういうことを見ますと、余計に我々委員としては、プロでは無いので、読むことだけでは、実務経験がないので理解しにくい。というのを感じつつ今日参加させていただいたんですけどね、そういった感想で、今後、新しい年度に入っていく計画を含めまして未達成の部分だとか、あるいは不十分部分を次年度にどのように取り込んでいくのかなということも考えておりました。非常に御審査されて資料をつくられて、イメージ的にはこうやな、ああやなというのは、おおよそつかめたかなと思うんですけどもそれでも充分でない。福祉について、あるいは身障者や高齢
-------------------------	---

	者の問題についての掘り下げというのは、やっぱりなかなかしにくいところかな。というところがありました。まあ、そういったことを踏まえた上で、審議に参加させてもらって、一言言わしていただいたほうがいいかな、というふうに感じました。
瀧口会長	ありがとうございました。そしたら今の件に関しまして、上森さん、説明員からの答弁、再説明とかは必要ありますでしょうか。
上森委員	はい。補足説明の中で、充分だと思いました。
瀧口会長	わかりました。他にございませんか。
龍田委員	24 時間対応の定期巡回随時対応サービスのことについてお伺いしたいんですけども、介護者から電話があつて、一応オペレーターに電話されてオペレーターから出るヘルプステーションに連絡がつくという形ですけども、ヘルプステーションには常時何名ぐらい、常駐されているんでしょうか。
瀧口会長	はい。答弁をお願いします。
説明員	はい。ステーションの方に常駐は絶対しとかなきゃいけないというものでもございません。例えば携帯電話をお持ちであれば、即、ほかの現場から動いていただきたいかかそういう連絡を取って、ヘルパーさんが移動していただくというようなものでございます。
龍田委員	ヘルパーさんは、家に居られても別に問題はないと。オペレーターから家に連絡があつて行かれるという形ですか。
説明員	そうですね、一応 24 時間対応ということでもありますので、例えばひとり暮らしの方で鍵とかの問題もでございます。あらかじめ鍵も預かっていて夜間でも入れるように、持っている。というふうに聞いております。
上森委員	もう 1 つ関連します。本人がひとり暮らしの場合特に、私もちょっと電話の扱いが加齢と共に不自由になって聞こえにくい。自分で操作するのがなかなか難しいというような方もいらっしゃると思います。今、消防署との間でホットラインボタンを押せば、一応、簡単に連絡ができるシステムがあります。ボタンを押せば助かる。来てほしいというようなシステム構築はどう考えておられますか。ちょっと要るんじゃないかなと思ったんですけども。
説明員	はい。今計画している事業者の方との話の中で、今おっしゃりましたように、安心見守りコール事業、いわゆる緊急通報装置ですね。そういうような形のいいんだろうかというような研究もされているということです。
瀧口会長	はい。というところで龍田委員、上森委員、ただいまの答弁でよろしいでしょうか。それでは他に質疑をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。
上森委員	それとね。今、現行は、1 日 1 回 30 分。その作業の中身も限定されとったはずですね。今回、短時間のサービスですが、受益者の方がこれしてほし

説明員	いと依頼すればほとんどの内容が網羅されるのか、いやこれはちょっと具合悪いとか、これは出来ないなどの内容があるんでしょうか。 はい。やはり介護保険制度の中での規定というのがございまして、できることとできないことがあるんですが、介護保険以外のサービスと兼ね合わせると可能になるかもしれないですね。例えば、先ほど申し上げましたシルバー人材センターの方にちょっとお願いをして、介護保険のヘルパーさんだと、掃除なんかですと自分の居室だとかはいいんですけど家族の居室はできないとかいろいろあるんですけど、そういうことについてはシルバーさんのほうでもお願いしましょうとか、そういう重ね合わせと言いますか、組み合わせで可能になるのかなというふうに思っております。
瀧口会長	よろしいでしょうか。他に質疑を持ちの方、ございませんか。では他に質疑や御意見はないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。本案太子町老人福祉計画第8次及び第7期介護保険事業計画につきましては、継続審議といたしたく思っております。ここで説明員交代のため休憩をいたします。 【休憩】
瀧口会長	はい、それでは審議を再開いたします。議案太子町障害者計画第3期障害福祉計画第5期について説明員より説明をお願いいたします。
説明員	失礼いたします。社会福祉課の藤野と申します。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。 最初に、説明員の他に今回の計画の策定に当たって、委託しております株式会社公益創造センターの村岡氏が同席しておりますことを御了承いただきたいと思います。 前回の審議会において諮問させていただきました太子町障害者計画第3期及び障害福祉計画第5期について御説明させていただきます。今回につきましては、計画の概要についての説明となりますが、その前に本計画策定の趣旨、法的位置づけ、計画期間について御説明させていただきたいと思っております。 平成18年4月の障害者自立支援法の施行によりまして、障害福祉サービス等の確保に関する計画として市町村障害福祉計画の策定が義務づけられ、平成18年度に太子町におきましては太子町障害者福祉計画及び障害福祉計画第1期を策定し、20年度には太子町障害福祉計画第2期を策定しております。障害福祉サービス等の提供体制の確保に努め、福祉施策を総合的かつ計画的に進めてきたところであります。その後、利用者負担や障害者

説明員	の範囲の見直し、相談支援の充実、障害福祉サービスの枠組みを見直すなど、障害者自立支援法の一部改正を経て平成 25 年 4 月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法として、改正施行されてきております。この間に本町においては、障害のある人もない人もともに生活できる社会こそが普通の社会であるというノーマライゼーションの理念と、障害者がライフステージのすべての段階において、全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念のもと、平成 24 年 3 月に太子町障害者計画第 2 期及び障害福祉計画第 3 期、平成 26 年 3 月に太子町障害福祉計画第 4 期を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めるとともにさまざまな分野に及ぶ障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきております。このたび、太子町障害者計画第 2 期及び太子町障害福祉計画第 4 期の計画期間がこの 29 年度で終了することから、これまでの障害福祉施策の取り組みや実績を評価検証し、多様化する障害のある人やその家族のニーズに対応するとともに、法制度の変化に的確に対応し、障害のある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障害の有無にかかわらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会、共生社会の実現に向け、障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画として、太子町の障害者計画第 3 期を平成 30 年度から 35 年までの 6 年間を計画期間として、また、障害者計画の中の生活支援にかかわる事項の中で、障害福祉サービス等に関する 3 年間の実施計画的な位置づけとして障害福祉計画第 5 期を同じく 30 年度から、これは 3 年間の 32 年度までを計画期間として策定していくものです。また、児童福祉法の改正によりまして新たに義務づけられております—この改正については、30 年の 4 月の施行になります—それにも対応する形で、市町村障害児福祉計画として障害児福祉計画第 1 期を今回の計画の中に盛り込んで、平成 30 年から 32 年度までの計画期間として、策定していこうと考えております。以上となります。 続きまして計画の概要につきまして、事前に配付させていただいております骨子案があるかと思えます。これに基づきまして、障害福祉係長の田中のほうから説明させていただきます。 失礼します。障害福祉係の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。それでは、計画の概要につきまして御説明いたします。お手許の太子町障害者計画第 3 期障害福祉計画第 5 期（骨子案）を御用意いただきまして御説明をさせていただきます。 【資料説明】
------------	---

説明員	以上が計画の概要の説明でございます。
瀧口会長	社会福祉課からの説明は以上でございます。
稲田室長	説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑または御意見をお持ちの方は挙手の上お願いいたします。はい、どうぞ。
	失礼します。全体に地域の特性が数値であげられていてわかりやすいんですが、1点、15ページの雇用の状況のところ、民間企業における雇用状況、全県の雇用状況はあるんですが、太子町さんの地域の状況というのが書かれてないように思います。それ以前の学校のところは、町の状況があるんですが、ここのところはどういうふうな形で整理をされるのか、ということが1点です。それから、雇用・就労に関しては、こういった一般企業での雇用もありますが、いわゆる福祉的就労という形での施設での就労、就労継続支援A型とかB型とかいう形での働き方ですが、そういったことについては、こういった形で数値目標あるいは考え方を書かれるのか、方針を教えていただけたらと思います。
瀧口会長 説明員	そしたら今の件につきまして、答弁をお願いします。
	はい。まず県内の雇用状況で、この近隣のものが出てないという御指摘なんです。以前に太子町での障害者の就労状況というものを把握しようとしたんですが、ハローワーク等に確認をとるなかで、この数字が出せないということがありました。把握には努めたんですが、近隣で出せない、近隣の状況が把握しきれない状況がありまして、こういう大きな枠での数字しか今出せておりません。もう少し精査していく中で近隣のものが把握できるようであれば、それは載せていきたいと考えておるんですが、以前ちょっと調べた中で、それが把握できなかったんで今回県域のものを上げさせていただいております。あと就労について、施設就労の件ですけれども、太子町におきまして、A型B型というものがまだあまり多く町内に存在しておりません。これについても民間の力を活用して充実に努めていきたいと思いますが、ある程度今回の目標の中で計画数値を出すことによって、それを民間の方が見ていただいて太子町へ入っていかうかなというような動きができればいいなと思っております。今回、見込み、計画的な数値というものを出せばなと考えております。これにつきましては、また次回の審議会までには、数値的なものを出していきたいと思っております。以上です。
瀧口会長	はい。今の答弁でよろしいでしょうか。そしたら、ほかにないですか。はい、どうぞ。
上森委員	近隣ということでのデータ収集というのは非常に困難を極めたということ

説明員 瀧口会長 龍田委員	みたいですけど、町内でも情報収集は難しいんですか。 そうですね。町内の障害者の就労枠も知れていないというのが現状です。ほかに質疑、御意見はございませんでしょうか。はいどうぞ。 先ほど、障害者の状況について説明があったんですけども、年々身体障害者の数が増えていると思うんです。特に高齢者の障害者の方が増えてると思うんですけども、何か理由は、お考えのことがあったらちょっと教えていただきたいんですが。
瀧口会長 説明員	答弁をお願いします。 後期高齢者の世代の方の人口割合が増えてきているということで、その中で障害を持たれてる方が増えているという流れになっているかと思われま す。以上です。
瀧口会長 上森委員	よろしいでしょうか。ほかにございませんか。はいどうぞ。 通学学級の関係でですね、年々障害を持たれてる方の人数が増えてるとい うなかで、中身としては、小学校の学級数が2つに対して42人、中学校で は1教室で15人というふうなことで、教室の数もさることながらですね、 当然のことになってくるんですけども、担当される教員の人数が言うたら ちょっと少ないんじゃないかなという気がしたんですけどね。その辺は適 当な人数であるのかないのか、中学校と小学校の違いを見てちょっと気にな ったところです。
瀧口会長 説明員	答弁をお願いします。 学校関係につきましては、基本的には教育委員会の管理課が管理しておる んですが、学校教育におきましてはその基準がありますので、その基準に 基づいた職員の配置というものは現在できていると判断しております。今 後その支援が必要な子供たちというのが増えていく中で、また学校の教育 環境も少し精査させていただいて、再度、説明をさせていただきたいと思 います。今回はすべてを把握できておりませんので、次回の説明のときに も、あわせて説明させていただきたいと思います。
瀧口会長 上森委員	はい、よろしいでしょうか。 どういうんですか、一つの学級にいろんなタイプの方がおられるというこ とで、同じような状態の子どもであれば対応しやすいけれども、色んなケ ースの人がおられた場合に、大変困難を極めとんちゃうかなというふうにも 感じましたので、そういった意味での質問も入ったんですけども。 後日、お願いいたします。
説明員 瀧口会長	はい、確認させていただきます。 ほかにございませんか。では質疑御意見出尽くしたようですので、本案太 子町障害者計画第3期障害福祉計画第5期につきましては、継続審議とい

事務局	たしますことで質疑はこれで打ち切りたいと思います。予定しておりました案件の審議は終了いたしましたので、本日の審議会を閉会いたします。委員の皆様方には、本審議会の円滑な運営に御協力を賜り、まことにありがとうございました。心より感謝申し上げます。以降の進行を事務局のほうへお返しいたします。どうもありがとうございました。 それでは、事務局より今後の日程等連絡させていただきます。 まず、次回の第3回審議会は12月中を予定しております。その後、1月のパブリックコメントの実施を挟んで第4回を3月頃とし、答申を出していただく予定としております。開催日につきましては、後日委員の皆様にはスケジュールの調整をさせていただき、決定させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。2点目としまして、本日の会議録につきましては、作成でき次第、各委員に校正をお願いし、署名をいただきに回らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。3点目としまして、委員報酬につきましては、お届けいただいております。金融機関口座へ後日振り込ませていただきますので、御確認をお願いします。 事務局からは以上でございます。何か御意見御質問等はございませんでしょうか。ないようでしたら、これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。
-----	--

太子町保健福祉審議会規則第4条の規定によりここに署名する。

平成29年11月21日

署名委員

西脇 英子

署名委員

上 森 俊 正